

西区広報紙企画編集業務企画提案審査委員会設置要綱

(設置)

第1条 「西区広報紙企画編集業務」にかかる委託先の選定にあたり、提出される企画提案を審査する機関として「西区広報紙企画編集業務企画提案審査委員会」(以下「審査委員会」という。)を設置する。

(委員)

第2条 審査委員会の委員は、区長が指名する者とする。

(委員長)

第3条 審査委員会に委員長を置き、委員長は委員の互選とする。
2 委員長は、審査委員会を代表し、議事その他の会務を総理する。
3 委員長を欠くときは、委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 審査委員会の会議は、委員長が招集する。
2 審査委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(役割)

第5条 審査委員会は、応募された書類及び企画提案内容を審査し、合議のうえで最も優れた提案を選定する。
2 審査委員会の議事は、委員長を含め出席者の過半数でこれを決する。
3 その他選定に必要な事項は、審査委員会において定める。

(庶務)

第6条 審査委員会の庶務は、西区役所総務課(総務)において処理する。

(施行細目)

第7条 この要綱に定めるもののほか、議事の手続きその他審査委員会の運営に関し、必要な事項は委員長が審査委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成21年1月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年1月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。